

A' 個人事業者が後継者に事業用資産を譲り渡す場合 ～贈与税・相続税の納税猶予

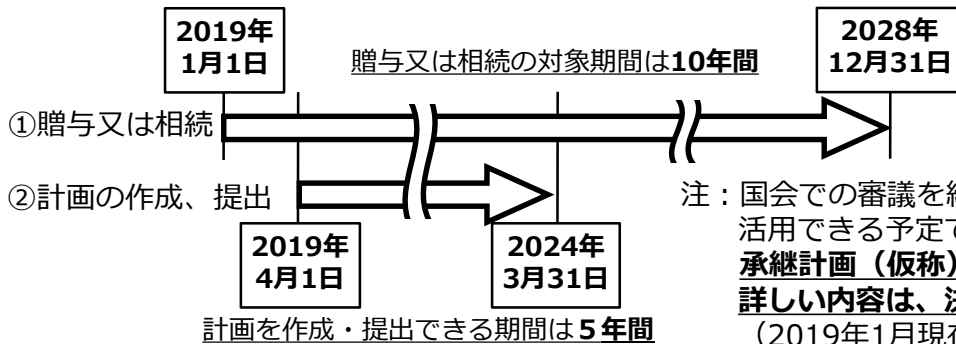
平成31年度税制改正において、**個人事業者の集中的な事業承継**を促すため、**後継者が事業用資産を先代から承継した際に課される贈与税・相続税の負担を大きく軽減**する、**新制度が創設される予定**です。

特例措置の対象は？



以下の期間内に

- ①後継者に**個人の事業用資産を贈与又は相続**する（した）もので、
- ②**承継計画（仮称）を作成し、都道府県知事の確認**を受けたものについて、適用が可能です。



注：国会での審議を経て、法案が成立した後に活用できる予定です。
承継計画（仮称）の作成・提出方法などの詳しい内容は、決まり次第公表します。
(2019年1月現在)

特例措置の内容は？

① 多様な事業用資産が対象

事業を行うために必要な、多様な事業用資産が対象

- 土地・建物**
(土地は400㎡、建物は800㎡まで)
- 機械・器具備品**
(例) オープン・冷蔵ショーケース等
- 車両・運搬具**
- 船舶**
- 生物**
(例) 乳牛、樹体等の償却資産
- 無形償却資産**
(例) 特許権等
等



② 相続税だけでなく、贈与税も対象

生前贈与による、**早め早めの事業承継の準備**を応援

③ 対象資産の納税額の全額(100%)が納税猶予

後継者の承継時の**現金負担が軽減**

④ 10年間の時限措置

2019年1月1日～2028年12月31日の間に行われる相続・贈与が対象

注1：中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づく認定が必要です。

※青色申告者が対象

注2：既存の事業用小規模宅地特例との選択制です。

経営承継円滑化法 事業用小規模宅地特例

